

修復文化財展示事業助成 Q & A （よくあるご質問）

質 問	回 答
1 申請者の資格について	
① 応募の申請者は誰ですか？	住友財団の文化財維持・修復事業助成の助成対象者、またはその助成対象者から展示の承諾を得た博物館や美術館等の運営者が申請者となることができます。申請に当たっては、修復文化財の展示を予定する施設が内定していることが条件となります。
② 対象となる文化財の管理者から申請することができますか？ その場合、特別な手続きが必要ですか？	対象となる文化財を博物館等の第三者に寄託されている場合などは、その博物館等の管理者が申請者となって応募することができます。 但し、管理者が申請を行う場合には、予め所有者から「展示を行うこと」について承諾を得ておいて下さい。
2 助成対象について	
① 住友財団の文化財維持・修復事業助成を受けた修復文化財の展示しか対象にならないのですか？	助成の対象となるのは、住友財団の文化財維持・修復事業助成を受けた修復文化財の展示事業に限られます。住友財団の文化財維持・修復事業助成を受けた修復文化財が含まれていれば、企画された展示事業全体の中に、他の文化財等が含まれることは問題ありません。ただし、助成対象となるのは、原則住友財団の文化財維持・修復事業助成を受けた修復文化財の展示に関わる部分のみとなります。
② 助成対象となる費用のうち「修復文化財の展示事業に要する費用」には、どのような費用が含まれますか？	修復文化財の輸送・運搬費および輸送・運搬にかかる保険料、パンフレット・展示パネル等の制作費が主な対象となります。汎用的な使用を目的とした展示ケースや展示機材の購入・設置費は原則対象にはなりません。 ただし、該当する修復文化財の展示に特化したもので、既存品での対応が困難な場合はこの限りではありません。
③ 「修復に関わる展示に必要な費用」とは、どのようなものですか？	修復文化財の展示に際し、修復に関する説明に資するものとして必要性が認められる以下のようなものを制作または展示するための費用です。 ・修復に関わる解説や修復過程等を説明する資料、パネル、動画等 ・修復に使用した道具や材料（同種の代替品でも可）

質 問	回 答
3 申請金額について	
① 申請金額の上限はありますか？	1件当たりの助成金額は最大 150 万円とし、申請金額の上限も 150 万円となります。 財団としては、できるだけ多くの展示事業に助成したいと考えておりますが、助成金総額が 500 万円の中で、助成件数を確保するための上限設定であることをご理解願います。 なお、展示事業の内容と資金計画を参考にして申請金額の妥当性を判断し、場合によっては、申請金額から減額して助成金額を決定することもございますのでご了承願います。
② 補助率（助成金÷展示に必要な経費）に上限はありますか？	補助率に上限はありませんが、上記①のとおり助成金額に 150 万円の上限があります。申請者負担となる金額のうち、150 万円を上限として、財団からの助成が必要な金額を申請して下さい。 なお、他の補助金や助成金の調達を予定している場合は、これらを勘案後の不足額を、150 万円を上限にして申請して下さい。
③ 事業費の見積もりに 1 万円未満の端数が生じています。助成金額の「単位」に特別な取り扱いがありますか？	助成金額は、「1 万円単位」としております。 助成金に「余剰」が発生しないよう、申請金額を「1 万円単位」とし、1 万円未満の端数は申請者負担として下さい。
4 応募手順について	
① 申請金額の費目内訳の各費用に関し業者の見積書の提出は必須ですか？	展示事業に関わる費用の適切な算出のため、各費目にかかる見積もり等については、担当業者等に確認いただいていることを前提としますが、申請書の提出段階では、業者の見積書の提出は必要ありません。 ただし、選考にあたり必要な場合は、財団担当者から提出を依頼することがございますので、ご協力願います。
② 文化財として指定を受けていますが、地方公共団体の窓口等（文化財課など）には事前に相談する必要がありますか？	文化財を保護するため、展覧会への出品等についてルールが定められているケースもございます。事前に「地方公共団体に連絡（相談）すること」をお勧めします。

質 問	回 答
5 その他	
① 助成金はいつ支払われるのですか？	助成金は、財団での採否決定（3月）直後から助成手続きを進めて、必要書類等が整い次第合意書の締結を行った後、指定された口座への振込で支払われます。助成手続きの進捗にもよりますが、助成金の支払いは、通常4月以降になります。
② 展示事業を、助成期間の末となる3月から5月に実施する予定ですがどうすればよいですか？	展示事業への助成期間は、財団での採否決定（3月）直後から助成手続きを進める関係で、原則として「3月（合意書締結日）から翌年3月末まで」とし、「4月から翌年3月末まで」に実施される展示事業を想定しています。ただし、展示事業の実施期間の終了日が「4月から翌年3月末まで」の年度を超える場合でも、事情を考慮し、当年度の助成期間の延長を検討いたします。財団スタッフまで事前にご照会下さい。
③ 選考基準を教えてください。	総合的な判断ですが、主な選考基準としては、 ・文化財としての重要度 ・修復文化財展示としての企画の妥当性（修復の意義や内容解説の充実度） ・助成の必要度 などがあります。
④ 複数の修復文化財について、展示期間を分けて展示したいと考えていますが、同時に複数案件の申請ができますか？	一連の展示の中で前期・後期として展示対象の修復文化財を分けるような場合は、一つの展示事業としてまとめて「1案件」として申請して下さい。全く別の展示企画として、時期を分ける場合は、「1案件」毎に1申請として同時に申請いただくことは可能です。
⑤ 修復文化財の展示に際して、助成を受けて実施したことの公表に定型文言はありますか？	定型文言はありません。 「住友財団の助成を受けて修復事業を実施し、展示についても助成を受けている」という趣旨の掲示をして頂きたいをお願いします。